

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第418号）

〔 特例延長関係文書不存在非公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和6年9月30日）

第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和4年3月23日付けで、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。（本件請求の内容）
 1. 2022年3月18日14時0分付け報道提供「個人情報に記載された記録簿の紛失について」に記載された事案について、作成された文書全て（生徒への配布物含む）
 2. 大阪府情報公開条例解釈運用基準20頁に「同条第2項に規定する延長（15日を限度とした延長）を行っても、期間内に処理することが困難な場合には、分割して請求するなどの見直しを求め、それでも請求の見直しがなされないときに初めて、第15条（公開決定等の期限の特例）の適用を検討することとする。」とあるにも関わらず、請求の見直しを請求者に行っていない行政文書開示請求の一覧
 3. 上記2. のように請求の見直しを請求者に行っていないのに公開決定等の期限の特例を適用している理由がわかる文書およびその不当性がわかる文書
 4. 府立〇〇高校において〇〇教諭が同校長宛提出した令和4年度における担当科目希望票
 5. 府立〇〇高校で令和3年度卒業生に配布された卒業アルバムに写真と氏名が掲載されていない職員が誰であるのかわかる資料
 6. 上記5. の経緯及び理由がわかる資料
- 2 令和4年3月31日付けで、実施機関は本件請求に対し、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、以下の理由を付して、審査請求人に通知した。

【公開請求に係る行政文書を管理していない理由】
本件請求に係る行政文書を取得又は作成しておらず、管理していないため

【備考】
本決定は別紙請求項目2及び3に関するものです
- 3 令和4年4月5日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

適切な文書を公開すること。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の審査請求書における主張は、概ね次のとおりである。

請求項目 2. について、実施機関は、条例解釈運用基準20頁に「同条第 2 項に規定する延長（15 日を限度とした延長）を行っても、期間内に処理することが困難な場合には、分割して請求するなどの見直しを求め、それでも、請求の見直しがなされないときに初めて、第15条（公開決定等の期限の特例）の適用を検討することとする。」とあるにも関わらず、実際には請求の見直しを請求者に行っていないのであるから、その行政文書開示請求を把握しているのが当然である。

請求項目 3. について、上記のように請求の見直しを請求者に行っていないのに公開決定等の期限の特例を適用している理由があるのは当然であるし、また、その行為は明らかに不当であるので、その事実がわかる文書が存在するのは当然である。よって文書を公開すること。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

2 弁明の理由

本件では審査請求人は請求内容記載のとおり文書の公開請求を求めたものである。この点、情報公開請求に対し、特例による延長決定を行う際、審査請求人の主張するような「請求の見直しを請求者に行っていない行政文書開示請求の一覧」なるものは取得又は作成されていない。また、「請求の見直しを請求者に行っていないのに公開決定等の期限の特例を適用している理由がわかる文書およびその不当性がわかる文書」についても、理由を記載したり個別具体的な事例を規範に当てはめ期限延長決定の当不当を判断しているような文書は存在しなかった。

以上のとおり審査請求人の請求する文書については実施機関において取得または作成しておらず、従って管理もしていないため、存在しないとしたものである。

3 結論

以上のとおり、本件決定は、条例の規定に基づき適正に行われたものであり、実施機関の本件決定に違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第 1 条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の

増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定の妥当性について

(1) 項目2について

条例第15条第1項の適用にあたって、条例解釈運用基準には、「行政文書の公開請求がなされた時点で公開請求に係る行政文書が本条第1項の適用が必要なほど著しく大量であることが明らかである場合には、請求者に対して公開請求の分割を求めるなど、請求者の理解と協力を求めながら、できる限り前条の期間内での運用に努めるべきである」とあるところ、期限の特例を行うにあたっては、請求者の理解と協力を求めるよう努めることとされている。

審査請求人が公開を求めている文書は、条例解釈運用基準において、運用として請求者に対して公開請求の分割を求めるとの記載があるにもかかわらず、これを行っていない行政文書公開請求の一覧である。

この点、あえて条例の運用として求められている手続を行っていないことを示す文書が作成されることは想定し難く、仮にそのような事態が生じたとしても、該当する請求を一覧という形にまとめる必要性は乏しく、一覧が作成されていないことは不合理ではない。

また、実施機関は、公開を求める文書を探索した上で作成、取得していないと主張していることから、審査請求人が項目2において公開を求める文書が存在しないことは、不合理ではない。

(2) 項目3について

請求者が公開を求める、請求の見直しを請求者に行っていないのに公開決定等の期限の特例を適用している理由がわかる文書とは、請求の見直しを請求者に対して行っていないことを明示し、かつ公開決定等の期限の特例を適用している理由を記載している文書であると解釈するところ、条例の運用として求められている手続について、これを行っていないことを示す文書が作成されることは想定し難く、その前提となる文書が作成されていない以上、審査請求人が公開を求める文書が存在しないことは不合理ではない。

また、請求の見直しを請求者に行っていないのに公開決定等の期限の特例を適用している不当性がわかる文書とは、請求の見直しを請求者に対して行っていないことを明示し、かつ公開決定等の期限の特例を適用していることが不当であることを示す文書であると解釈するところ、条例の運用として求められている手続について、これを行っていないことを示す文書が作成されることは想定し難く、また、情報公開請求に係る個別の対応の当、不当を示す文書が作成されることも想定し難い。

実施機関は、公開を求める文書を探索した上で作成、取得していないと主張していることから、審査請求人が公開を求める文書が存在しないことは不合理ではない。

3 付言

本件において、審査請求人が公開を求める文書が存在しないことは、前記2記載のとおりであるが、情報公開制度の運用における条例第15条第1項の適用については、請求者に対して公開請求の分割を求める等、請求者の理解と協力を求めながら、できる限り条例第14条の定める期限内での公開に努めるべきであって、同項の安易な運用は慎むべきであることを念のため付言する。

4 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

魚住 泰宏、的場 かおり、海道 俊明、近藤 亜矢子